

141 受付証票類への店名などの表示

① 削除

② 代理店名などの表示

○ この手続・その他の手続に定められている請求書・届書などの証票類を受付けたときは、必要に応じ代理店名・受付日付を表示する。

なお、自行庫で定めた受付印（代理店名・日付表示のあるもの）を押してもよい。

○ 表示は、表示欄があるものはその個所に、また、表示欄がないものは余白に行う。

1 4 2 回収証券類への廃印の押なつと取消方法

①廃印の押なつ

- 元利金の支払、無記名国債証券および記名国債証券に関する各種の請求その他により回収した証券・利賦札には、その受入後直ちに廃印を明りょうに押す。

[廃印を押す個所]

- 証券 ●表面の額面金額の個所
●証券に利賦札がついているときは、全利賦札表面中央部
- 利賦札 ●裏面 ㊦印の個所（㊦印のないものは中央部）

[廃印のひな形]



- ① 大きさ 直径20mm
- ② 店名表示 「代理店」の文言は省略してよい。
- ③ 赤色系統の色は使用しない。

* 廃印は、自行庫で調製する。

- 支払済の証券・利賦札については、廃印に代え一般公社債用の「支払済印」（「支払済」と表示し、自行庫の名称・店舗名が入っているものに限る。）を使用してよい。
- 「支払済印」で代用するときも、赤色系統の色は使用しない。

(廃印の押なつ例)

- ① 元利払のとき
 - 証券だけの場合



- 利賦札だけの場合



- ② 各種請求のとき
 - 付属利賦札のある証券の場合



* 記名国債証券についても、上記例示と同様に廃印を押す。

②廃印の取消方法

○ 証券・利賦札に誤って廃印を押したときは、次の方法により廃印を取消したうえ、証券・利賦札を請求者に返す。

なお、誤って廃印を押した証券について請求者が新証券との引換えを希望したときは、自店において国債証券引換請求書（無記名国債証券のとき）または汚染き損証券引換請求書（記名国債証券のとき）を作成し、証券の引換請求に必要な手続きを行う。

⇒ 500参照・無記名国債証券各種請求

⇒ 424参照・汚染き損証券引換の請求

[証券のとき]



[利賦札のとき]



* ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店の取扱方

ゆうちょ銀行の国債代理店および日本郵便会社の国債復代理店では、支払済の国債証券・利賦札には「日附印」を押し、また、誤って押した「日附印」は、交差する斜線で抹消し、「〇年〇月〇日日附印取消」と記載することにより取消す。

1 4 3 消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い

①消滅時効の適用

- 国債の元利金は、後記③に該当するものを除き消滅時効が適用されるので、次の消滅時効期間満了日後は元利金の支払請求その他各種の請求・届出を受付けることができない。

[消滅時効期間]

元 金	10年	} 元利均等償還により元金と利子とを合算して同時に支払う賦金は、利子相当部分についても10年が適用される。
賦 金	10年	
利 子	5年	

⇒ 賦金は、120用語の解説・割賦償還国債と賦札 参照
元利均等償還には、現在、遺族国庫債券と引揚者国庫債券とがあるが、これらはいずれも後記③の特例扱いとなっている。

②消滅時効期間の計算方法

- 消滅時効期間の計算は、それぞれ支払期日の翌日から起算し、その起算日に相当する日の前日をもって満了日とする。

* 国債の証券・利賦札において、平成元年以後の支払期日が「昭和」の元号により表示されている場合には、「平成」の元号によって表示される応当の年月日と読み替え、令和元年以後の支払期日が「平成」の元号により表示されている場合には、「令和」の元号によって表示される応当の年月日と読み替えて取扱うこととなる。

- 上記の場合

- 支払期日が銀行休業日に当たったときは、その期日の次の営業日の翌日から起算する。
- 起算日に相当する日の前日が銀行休業日に当たったときは、その翌営業日を満了日とする。

* 記名国債証券のうち、後記③に該当しない引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券については消滅時効が適用されるが、これら国債の償還金に関しては、支払期日の翌日から計算しないときがある。

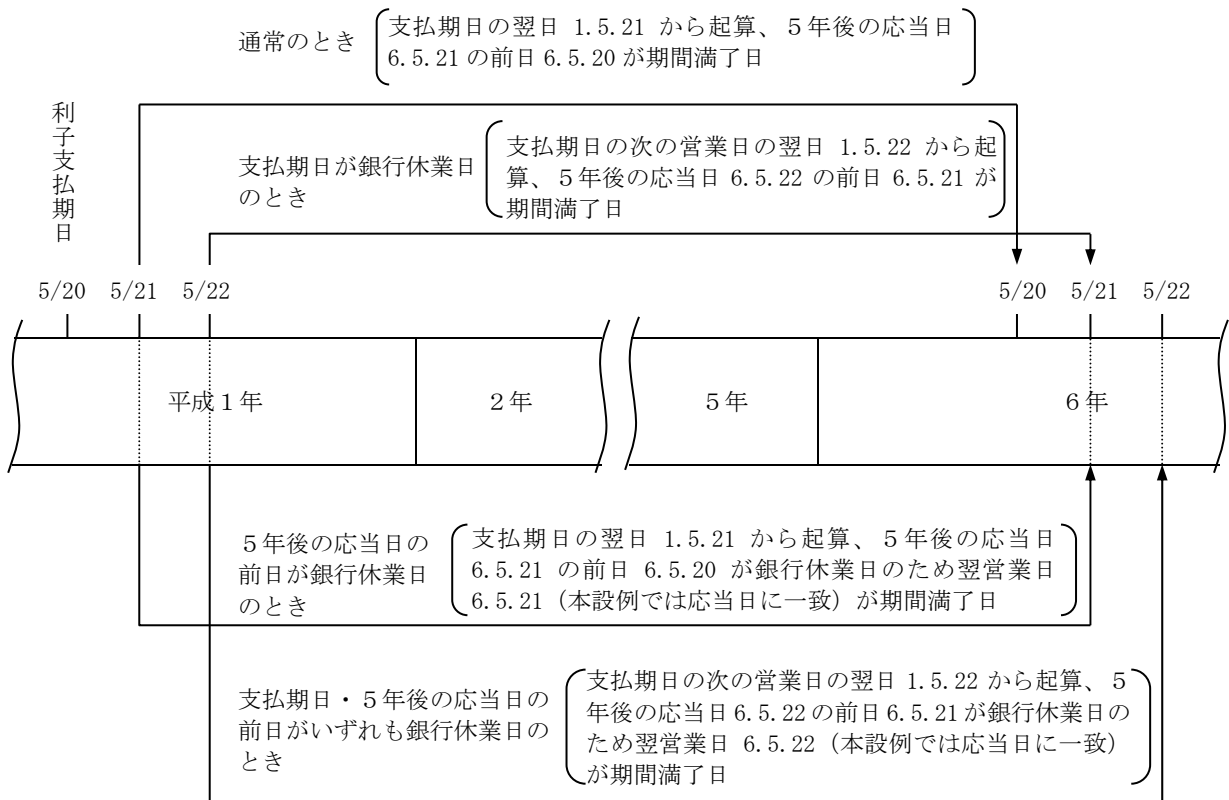
⇒ 710参照・引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券の消滅時効の特例扱い

* 銀行休業日とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日および3日、12月31日、土曜日ならびに日曜日をいう。

* 支払期日などの曜日を調べるときは、「国債便覧」に掲載されている「万年七曜早見表」を利用すればよい。

消滅時効期間の計算例

— 利子のとき —



● (営)は営業日、(休)は銀行休業日でいずれも仮定のもの。

	利子支払期日	起算日	応当日	応当日の前日	期間満了日
通常るとき	(営) 1. 5. 20	1. 5. 21	6. 5. 21	(営) 6. 5. 20	(営) 6. 5. 20
支払期日が銀行休業日 のとき	(休) 1. 5. 20	1. 5. 22	6. 5. 22	(営) 6. 5. 21	(営) 6. 5. 21
応当日の前日が銀行休業日 のとき	(営) 1. 5. 20	1. 5. 21	6. 5. 21	(休) 6. 5. 20	(営) 6. 5. 21
支払期日・応当日の前日がいずれも銀行休業日 のとき	(休) 1. 5. 20	1. 5. 22	6. 5. 22	(休) 6. 5. 21	(営) 6. 5. 22

* 起算日または応当日が銀行休業日に当るときでも、その前日（すなわち支払期日または期間満了日）が銀行休業日でなければ、期間計算には影響しない。

* 消滅時効期間満了日を消滅時効完成日というときもあり、満了日（完成日）までは元利金の支払請求その他各種の請求・届出の受付を行ってよいが、翌日からは元利金の支払等を行うことができない。

③消滅時効の特例

○ 次の記名国債証券の元利金は、消滅時効期間満了日後も支払うことができる。

- 遺族国庫債券
- 引揚者国庫債券
- 特別給付金国庫債券
- 第二回特別給付金国庫債券
- 第三回特別給付金国庫債券
- 第四回特別給付金国庫債券
- 第五回特別給付金国庫債券
- 第六回特別給付金国庫債券
- 第七回特別給付金国庫債券
- 第八回特別給付金国庫債券
- 第九回特別給付金国庫債券
- 第十回特別給付金国庫債券
- 第十一回特別給付金国庫債券
- 第十二回特別給付金国庫債券
- 第十三回特別給付金国庫債券
- 第十四回特別給付金国庫債券
- 第十五回特別給付金国庫債券
- 第十六回特別給付金国庫債券
- 第十七回特別給付金国庫債券
- 第十八回特別給付金国庫債券
- 第十九回特別給付金国庫債券
- 第二十回特別給付金国庫債券
- 第二十一回特別給付金国庫債券
- 第二十二回特別給付金国庫債券
- 第二十三回特別給付金国庫債券
- 第二十四回特別給付金国庫債券
- 第二十五回特別給付金国庫債券
- 第二十六回特別給付金国庫債券
- 第二十七回特別給付金国庫債券
- 第二十八回特別給付金国庫債券
- 第二十九回特別給付金国庫債券
- 第三十回特別給付金国庫債券
- 特別弔慰金国庫債券
- 第二回特別弔慰金国庫債券
- 第三回特別弔慰金国庫債券
- 第四回特別弔慰金国庫債券
- 第五回特別弔慰金国庫債券
- 第六回特別弔慰金国庫債券
- 第七回特別弔慰金国庫債券
- 第八回特別弔慰金国庫債券
- 第九回特別弔慰金国庫債券
- 第十回特別弔慰金国庫債券
- 第十一回特別弔慰金国庫債券

- 「大蔵省関係法令の整理に関する法律」（昭和29年法律第121号）付則第3項に該当する国債（昭和20年9月24日以後に外地から引揚げてきた者が、引揚げの際持込みを認められないため税関に引渡していた国債など）について支払請求を受けたときは、統轄店（本店管下代理店は業務局営業・国債業務企画グループ）へ照会し、その指示により取扱う。
-

144 証券の整理保管

要注意 一支払済証券類等の取扱を除く。

⇒ 支払済証券類等の取扱は、261② 参照

○ 代理店において、元利払以外の各種の請求または記名国債証券交付事務により受入れた証券を保管する場合には、次のとおり区分して袋類に納め、さらに一定の容器（金庫に備付けのものを含む。）に納めて金庫に格納する。

- * ただし、記名国債証券交付事務により受入れた証券を事務集中センター等において保管する場合には、袋類に納め、耐火性のある施錠可能なキャビネット等に保管することができる。
- * 事務集中センター等において複数の代理店分の証券を整理保管する場合には、代理店ごとに区分して袋類に納める。

● 無記名国債証券 無記名国債証券の各種請求または登録除却請求により業務局から送付を受けた代証券

● 記名国債証券

(各種請求証券) 元利金支払場所変更・記名変更など各種請求手続きにより受入れた証券

(代証券) 滅紛失証券・汚染き損証券の代証券として業務局から送付を受けた証券

(新規発行証券) 交付取扱店が業務局から送付を受けた新たに発行する証券（交付取扱店変更により旧交付取扱店から送付された証券を含む。）

(その他証券) 上記以外の証券（一部利賦札を滅紛失した残りの証券、都道府県知事から提出を受けた発行取消証券など）

○ 上記袋類には、保管する証券の現在高を表示する。

袋表示の記載例

上記区分を表示する。

無記名国債証券					記名国債証券 (代証券)				
6年		現在高		確認印	6年		現在高		確認印
		枚数	金額				枚数	金額	
9	21	1	円	㊦	9	21	1	円	㊦
	27		1,000,000					200,000	
			0	㊦			3	1,600,000	㊦

- 受払欄を設けてよい。
- 金額欄は、証券の額面金額により記載する。
- 確認印欄は、確認者（取扱者でもよい。）が押印する。
- 事務集中センター等において複数の代理店分の記名国債証券を保管する場合には、適宜の余白に代理店名を記載する。